

(保 249)

平成 24 年 2 月 24 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

### D P C 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

D P C 対象病院におきましては、平成 22 年度診療報酬改定において調整係数の一部置き換えが行われ、機能評価係数Ⅱとして新たに 6 項目（①データ提出係数、②効率性係数、③複雑性係数、④カバー率係数、⑤地域医療係数、⑥救急医療係数）の係数が導入されたところであります。

このうち、「①データ提出係数」につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成 22 年厚生労働省告示第 98 号）第 4 号イにおいて、「調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた場合にあつては、当該数に百分の五十を乗じて得た数」とすることとされており、翌々月に当該評価を 50%・1 ヶ月の間減じることとなります。

今般、平成 24 年 1 月 22 日に提出すべき、平成 23 年 12 月分の D P C データの提出が遅滞した 8 病院について、添付資料のとおり、平成 24 年 3 月のデータ提出係数を減じる旨、厚生労働省保険局医療課長より通知されましたので、ご連絡申し上げます。

#### <添付資料>

##### 1. D P C 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

(平 24. 2. 13 保医発 0213 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成22年厚生労働省告示第98号）第4号イにおいて、調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた病院について、データ提出係数が0.0039の場合にあっては0.0020、0.0037の場合にあっては0.0018とすることとしているところである。

今般、以下の病院において、平成24年1月22日に提出すべき、平成23年12月分のD P Cデータの提出が遅滞したことから、平成24年3月のデータ提出係数を下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
北里大学病院 (神奈川県相模原市南区北里1-15-1)	0.0020	平成24年3月 1日から 平成24年3月31日まで
独立行政法人 労働者健康福祉機構 山口労災病院 (山口県山陽小野田市大字小野田1315-4)	0.0020	
市立奈良病院 (奈良県奈良市東紀寺町1-50-1)	0.0020	
福岡市医師会成人病センター (福岡県福岡市早良区祖原15-7)	0.0020	
神代病院 (福岡県久留米市北野町八重亀382-1)	0.0020	

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
大分岡病院 (大分県大分市西鶴崎3-7-11)	0.0020	平成24年3月 1日から 平成24年3月31日まで
独立行政法人国立病院機構四国がんセンター (愛媛県松山市南梅本町甲160)	0.0020	
順天堂大学医学部附属静岡病院 (静岡県伊豆の国市長岡1129)	0.0020	